

福岡市公報

令和 7 年10月16日 第7183号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正（第87号）…………… 1

規

則

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第87号

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 5 路外駐車場の表中「（昭和32年法律第106号）」を削る。

別表第 2 1 建築物の表 1 の項(2)及び(3)中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同表 2 の項(3)ア中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同イ及びウ中「車いす」を「車椅子」に改め、同エ及びオ中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同表 5 の項(1)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(2)ウ中「車いす」を「車椅子」に改め、同ケ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表 6 の項及び 7 の項を次のように改める。

6 便所

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第 5 条に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）であって、同令第 9 条で定める規模以上のもの（以下「建築物移動等円滑化基準対象建築物」という。）においては、令和 6 年国土交通省告示第1074号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件。以下「移動等円滑化便所配置基準等告示」という。）第 1 に規

定する不特定多数利用便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、次に定める配置等の基準に従い、同令第14条第1項に規定する不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（同令第5条第1号に規定する公立小学校等にあつては、不特定かつ多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りでない。

ア 特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けられていること。

イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。

ウ 不特定多数利用便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、便房の出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とすること。

エ 不特定多数利用便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- (2) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階においては、当該便所のうち1（当該階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合にあつては2、当該階の床面積が40,000平方メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数））以上に、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（以下「福祉型便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。ただし、移動等円滑化便所配置基準等告示第5に定める場合は、この限りでない。

ア 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口

の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

イ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（建築物移動等円滑化基準対象建築物を除く。）においては、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける際には、(1)イからエまでに定める基準に適合する便所を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、(4)に定める基準に適合する便所が設けられる階については、この限りでない。

(4) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（建築物移動等円滑化基準対象建築物を除く。）においては、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、(2)アからウまでに定める基準に適合する福祉型便房を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、公衆便所で安全管理上(2)アからウまでに定める基準に適合する福祉型便房を設けることが著しく困難な場合においては、この限りでない。

(5) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける階においては、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。

(6) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けられる場合においては、この限りでない。

(7) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、必要に応じて、次に定めるオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。）のための設備が備えられた便房を1以上（男性用及び女性

	用の区分があるときは、それぞれ1以上) 設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 ア 洗浄機能付き汚物流し イ 給湯設備 (ハンドシャワー型に限る。) ウ 荷物を置くための棚その他の設備 エ 水石けん入れ オ 紙巻器 カ 汚物入れ キ 2以上の衣服を掛けるための金具等 (8) (2)又は(4)の規定により福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場及び福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和47年福岡市条例第55号)第7条第3項の規定に基づき共同住宅等に車椅子使用者のための駐車用の供する部分を設ける駐車施設(以下「駐車場等」という。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けること。 ア 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車場等を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数。以下ア及びイにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) イ 当該駐車場等に設ける駐車施設の数(当該駐車施設の数)が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 (2) 次に掲げる場合は、(1)の規定は適用しない。 ア 駐車場等が昇降機その他の機械装置により自動車を駐

車させる構造のもの（イにおいて「機械式駐車場等」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合

イ 機械式駐車場等及び当該機械式駐車場等以外の駐車場等を設ける場合であって、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該機械式駐車場等の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。

(イ) 当該機械式駐車場等に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場等を 2 以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場等に設ける駐車施設の総数）及び当該駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場等を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上であること。

a 当該駐車場等に設ける駐車施設の数（当該駐車場等を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場等に設ける駐車施設の総数。以下 a 及び b において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

b 当該駐車場等に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数

ウ 建築物の増築又は改築（以下ウにおいて「増築等」という。）を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場等に設ける場合

(ア) 当該増築等に係る部分に駐車場等を設ける場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場等に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に駐車場等を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場等に設け

	る駐車施設の総数。以下 a 及び b において同じ。) が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の 2 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場等に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) に 2 を加えた数 (イ) 当該増築等に係る部分に駐車場等を設けない場合 1 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる 1 の項(1)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 ((4)に定める構造の駐車場等内の通路又は 8 の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。ただし、駐車場等の駐車施設の数が 5 未満の駐車場等については、この限りでない。 (4) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場等内の通路は、 8 の項(1)及び(3)に定める構造とすること。
--	---

別表第 2 1 建築物の表 8 の項(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(3)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同イ中「車いす」を「車椅子」に改め、同ウ中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同項(5)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表11の項(1)中「車いす使用者用の客席を 2 以上」を「車椅子使用者用の客席を、総客席数が400以下の場合にあっては 2 以上、総客席数が400を超える場合にあっては総客席数に200分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上」に改め、同イ中「85センチメートル」を「90センチメートル」に、「110センチメートル」を「135センチメートル」に改め、同項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同イ中「車いす使用車用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同項(3)及び同表13の項(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表15の項(2)中「(平成18年法律第91号)」を削り、同

表16の項から同表18の項までの規定中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表備考第1項第1号中「官公庁舎」の次に「、学校等施設（特別特定建築物に限る。）」を加え、同表備考第2項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）」を「特別特定建築物」に改め、同表備考第3項中「6の項(1)」を「6の項(4)」に改め、同表備考第4項中「6の項(4)」を「6の項(6)」に改め、同表備考第5項中「6の項(5)」を「6の項(7)」に改め、同表備考第6項中「6の項(6)」を「6の項(8)」に改める。

別表第2 2 交通機関の施設の表備考を次のように改める。

備考 交通機関の施設の整備基準は、この表に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）の例による。

別表第2 3 道路の表1の項(5)中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表第2 5 路外駐車場の表路外駐車場の項を次のように改める。

路外駐車場	(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 ア 当該路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下ア及びイにおいて同じ。）の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該路外駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設は、出入口から路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
-------	--

	ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (3) 出入口から路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設に至る路外駐車場内の通路は、1 の表 8 の項(1)及び(3)に定める構造とすること。
--	--

別表第 3 1 建築物の表 2 の項(3)ア中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、
同イ及びウ中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同表 4 の項
中「、学校等施設」を削り、同項(1)中「120センチメートル」を「140センチメートル」に
改め、同項中

「(8) 階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設す
ること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場について を
は、この限りでない。」

「(8) 階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設す
ること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場について に
は、この限りでない。」

(9) 階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記す
ることとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。」
改め、同表 5 の項(1)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、
同項(2)ウ中「車いす」を「車椅子」に改め、同ケ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」
に改め、同項中

「(3) (1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のもの
は、別表第 2 の 1 の表 5 の項(2)アからエまで、カ、ク、サ及びスに定める構造 を
(共同住宅等にあつては、ア、イ、エ、カ、ク、サ及びスに定める構造) と
すること。」

「(3) (1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のもの
は、別表第 2 1 建築物の表 5 の項(2)アからエまで、カ、ク、サ及びスに定め
る構造 (共同住宅等にあつては、ア、イ、エ、カ、ク、サ及びスに定める構造) に
とすること。」

(4) エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記する
こととし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。」
改め、同表 6 の項及び 7 の項を次のように改める。

6 便所	(1) 別表第 2 1 建築物の表 6 の項(1)の規定により設置す べき数の不特定かつ多数の者が利用する便所内に、次に定め る基準に適合する福祉型便所を 1 以上 (男性用及び女性 用の区分があるときは、それぞれ 1 以上) 設けること。た
------	--

だし、令和6年国土交通省告示第1294号（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便所を円滑に利用することができる場合を定める件）に定める場合においては、この限りでない。

ア 福祉型便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

イ 福祉型便所の出入口又は当該便所のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 福祉型便所のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

エ 床と壁との色の明度の差を確保すること。

オ 福祉型便所がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との色の明度の差を確保すること。

カ 出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保すること。

キ 便器と床及び壁（腰壁（床面からおおむね腰の高さに相当する位置までの部分に設ける壁をいう。以下同じ。）がある場合にあつては当該腰壁）との色の明度の差を確保すること。

ク 便器に設ける手すりと壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との色の明度の差を確保すること。

ケ 福祉型便所のない便所は、福祉型便所のある便所に近接した位置に設けること。ただし、福祉型便所のない便所に腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所が1以上設けられている場合においては、この限りでない。

(2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける階においては、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設け、設備を設けた便所及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示し

	た標識を掲示すること。ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ 1 以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けられる場合においては、この限りでない。 (4) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を 1 以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 ア 洗浄機能付き汚物流し イ 給湯設備（ハンドシャワー型に限る。） ウ 荷物を置くための棚その他の設備 エ 水石けん入れ オ 紙巻器 カ 汚物入れ キ 2 以上の衣服を掛けるための金具等 (5) (1)の規定により福祉型便房を設ける階においては、1 以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）の福祉型便房には、大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 (6) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 床と壁との色の明度の差を確保すること。 イ 扉と壁及び床との色の明度の差を確保すること。 ウ 男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びビクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。 エ 便器と床及び壁との色の明度の差を確保することとし、男性用小便器においては、設置面と床との明度の差を確保すること。 オ 手すりと壁（腰壁がある場合にあっては、当該腰壁）との色の明度の差を確保すること。
7 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車

	場に設ける駐車施設の総数) に100分の 2 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令和 6 年国土交通省告示第1296号 (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件) に定める場合は、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる 1 の項(1)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 ((3)に定める構造の駐車場内の通路又は 8 の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、 8 の項(1)及び(3)に定める構造とすること。 (4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には、車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。 (5) 駐車場がある旨を表示した標識には、周囲の壁等との色の明度の差の大きい色とすることとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
--	---

別表第 3 1 建築物の表 8 の項(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(3)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同イ中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同項(6)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表11の項(1)中「車いす使用者用の客席を、総客席数が200以下の場合にあっては総客席数に50分の 1 を乗じて得た数以上、総客席数が200を超え2,000以下の場合にあっては総客席数に100分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えて得た数以上、総客席数が

2,000を超える場合にあっては総客席数に10,000分の75を乗じて得た数に7を加えた数」を「車椅子使用者用の客席を、総客席数が100以下の場合にあっては2以上、総客席数が100を超え200以下の場合にあっては総客席数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、総客席数が200を超え2,000以下の場合にあっては総客席数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上、総客席数が2,000を超える場合にあっては総客席数に10,000分の75を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に7を加えた数」に改め、同オ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同カ、同項(2)及び同項(3)中「車いす使用者用の」を「車椅子使用者用の」に改め、同イ中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同項(5)、同表13の項(1)並びに15の項(1)ウ及びオ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項中

「(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合においては、この限りでない。

(4) 案内板により主として外国人への情報提供を行う場合においては、多言語化、ルビふり等に配慮すること。」

「(3) エレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設については、案内板に配置を表示することとし、当該案内板には文字及びピクトグラムを併記すること。

(4) エスカレーター、階段又は非常口の配置を案内板に表示する場合においては、文字及びピクトグラムを併記すること。

(5) 案内板の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。

(6) 非常口がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記すること。

(7) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けなければならない。ただし、案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合においては、この限りでない。

(8) 案内板により主として外国人への情報提供を行う場合においては、多言語化、ルビふり等に配慮すること。」

改め、同表16の項、17の項(1)及び(2)、同表18の項並びに20の項(1)ア及び同項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表に次のように加える。

21 エスカレーター	エスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
------------	--

別表第3 1 建築物の表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 4の項(9)、5の項(4)、6の項(1)エからクまで及び(6)、7の項(5)、15の項(3)から(5)まで並びに21の項に規定する設備を設ける建築物は、病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車庫又は公共用歩廊とする。

別表第3中「2 交通機関の施設 削除」を

「2 交通機関の施設

整備箇所	誘導基準
階段	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
エレベーター	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。
便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所とすること。 ア 男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。 イ 床と壁との明度の差を確保すること。 ウ 大便器と床及び壁（腰壁がある場合にあっては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。 エ 男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。 オ 大便器及び男性用小便器に設ける手すりと壁等（腰壁がある場合にあっては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。 カ 便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床と

	の明度の差を確保すること。 (2) 福祉型便房を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所又は便房とすること。 ア 福祉型便房であることを表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。 イ 床と壁との明度の差を確保すること。 ウ 扉と壁及び床との明度の差を確保すること。 エ 手すりと壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。 オ 便器と床及び壁（腰壁がある場合にあつては、当該腰壁）との明度の差を確保すること。
標識類	駐車場又は非常口がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記すること。
エスカレーター	移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の文字及び図と背景との明度の差を確保すること。

に改める。

別表第3 5 路外駐車場の表路外駐車場の項を次のように改める。

路外駐車場	道路から路外駐車場へ通ずる出入口には、車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。
-------	--

別表第4 1 建築物の表配置図の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改め、同表各階平面図の項中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用の」を「車椅子使用者用の」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表仕上げ表の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第4 2 交通機関の施設の表各階平面図の項中「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に改める。

別表第4 5 路外駐車場の表平面図の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福岡市福祉のまちづくり条例（平成10年福岡市条例第 9 号）第29条第 1 項の規定に基づく協議又は同条例第 34条第 2 項の規定に基づく通知が行われる施設について適用し、施行日の前日までにこれらの行為が行われる施設については、なお従前の例による。

